別表第三（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

冬服上衣	地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、色は濃紺色とする。
	製式	三等海曹以上	襟	剣襟とする。
			前面	ダブルとし、金色のボタン各三個を二行につける。胸部の左に隠しポケットをつけ、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
			そで	長そでとする。
			その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
			形状は、図のとおりとする。	
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とする。そで口にカフスをつけ、ホック各二個で留める。襟の周囲及びカフスに白色布線各二条をつける。前面V字形襟の裏側に白色の胸あてをつけ、上縁に黒色布線一条をつける。胸部の左に一個の隠しポケットをつける。襟飾は、黒色とし、地質は、ネクタイと同じとする。形状は、図のとおりとする。
		防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	短ジヤケット型長そでつめ襟とし、内側にカラー留めボタン五個をつける。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
冬服ズボン	地質		冬服上衣と同じとする。
	製式	三等海曹以上	長ズボンとする。前面の右並びに両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつける。後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留める。胴まわりに七個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とし、前面の左右に各一個の隠しポケットをつける。胴まわりに七個のバンド通しをつける。形状は、図のとおりとする。

別表第三（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

冬服上衣	地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、色は濃紺色とする。
	製式	三等海曹以上	襟	剣襟とする。
			前面	ダブルとし、金色のボタン各三個を二行につける。胸部の左に隠しポケットをつけ、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
			そで	長そでとする。
			その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
			形状は、図のとおりとする。	
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とする。そで口にカフスをつけ、ホック各二個で留める。えりの周囲及びカフスに白色布線各二条をつける。前面V字形えりの裏側に白色の胸あてをつけ、上縁に黒色布線一条をつける。胸部の左に一個の隠しポケットをつける。えり飾は、黒色とし、地質は、ネクタイと同じとする。形状は、図のとおりとする。
		防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	短ジヤケット型長そでつめえりとし、内側にカラー留めボタン五個をつける。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
冬服ズボン	地質		冬服上衣と同じとする。
	製式	三等海曹以上	長ズボンとする。前面の右並びに両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつける。後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留める。胴まわりに七個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とし、前面の左右に各一個の隠しポケットをつける。胴まわりに七個のバンド通しをつける。形状は、図のとおりとする。